

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正

一 題名

題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めるものとする。 (題名関係)

二 目的

この法律は、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上等を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。(第一条

関係)

三 基本原則

情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を定めるものとする。 (第二条関係)

四 情報システム整備計画等

1 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画を作成しなければならないものとする。 (第四条関係)

2 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならないものとする。 (第五条関係)

五 手続等における情報通信技術の利用

申請等に係る手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもつてすることができるものとする。 (第六条第五項関係)

六 添付書面等の省略

他の法令において申請等に際して添付することが規定されている政令で定める書面等について、行政機関等が、政令で定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照すること

とができる場合には、添付することを要しないものとする。 (第十一条関係)

七 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正

情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じるものとする。 (第十二条関係)

八 民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等

1 手続等密接関連業務を行う民間事業者は、民間手続を情報通信技術を利用する方法により行うとともに、行政機関等との連携を確保するよう努めなければならないものとする。 (第十四条関係)

2 国は、民間取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとし、当該施策の実施状況を踏まえ、支障がないと認めるときは、民間手続が情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第十五条関係)

九 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 住民基本台帳法の一部改正

一 除票及び戸籍の附票の除票の保存

市町村長は、住民票若しくは戸籍の附票を削除したとき、又は住民票若しくは戸籍の附票を改製したときは、その消除した住民票若しくは戸籍の附票又は改製前の住民票若しくは戸籍の附票を保存するとともに、それらに記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。と。（第十五条の二、第二十一条及び第三十六条の二関係）

二 戸籍の附票の記載事項

戸籍の附票の記載事項として、出生の年月日、男女の別及び住民票コードを追加するものとする。と。

（第十七条関係）

三 附票本人確認情報の処理及び利用等

1 市町村長は、附票本人確認情報を都道府県知事に通知するものとし、都道府県知事は、当該附票本人確認情報を保存するとともに、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に通知するも

のとする事。 (第三十条の四十一から第三十条の四十三まで関係)

2 機構は、国の機関等から国外転出者に係る事務の処理に関し求めがあったとき等は、附票本人確認情報を提供等するものとする事。 (第三十条の四十四から第三十条の四十四の十二まで関係)

四 本人確認情報の提供を受けることができる事務の追加

酒税法第七条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの等を、国の機関等が本人確認情報の提供を受けることができる事務とする事。 (別表第一から別表第五まで関係)

五 その他

その他所要の規定の整備を行う事。

第三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正

一 国外転出者の電子証明書に関する事項

1 国外転出者は、戸籍の附票を備える市町村の市町村長を経由して、機構に対し、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行を申請することができるものとする事。 (第三条の二及び第二十二

条の二関係)

2 機構は、国外転出届をしてから転出の予定年月日までの間に署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行を受けた者に係る住民票について、当該国外転出届をしたことによる消除があつたときは、署名利用者異動等失効情報又は利用者証明利用者異動等失効情報を記録しないものとする。 (第十二条及び第三十一条関係)

二 特定利用者証明検証者に関する事項

1 利用者証明検証者は、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったこととの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて総務省令で定めるものにより行うことができるものとする。 (第三十八條の二及び第三十八條の三関係)

2 機構及び1の認可を受けた者は、当該認可を受けた者であることを示す符号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。 (第四十四条及び第五十一条関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

一 個人番号の通知に関する事項

市町村長は、個人番号の通知を通知カードによらずに行うものとする。 (第七条関係)

二 国外転出者の個人番号カードに関する事項

1 市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている国外転出者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付するものとする。 (第十七条第一項関係)

2 個人番号カードの交付を受けている者は、国外に転出をした後の当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を受けるため、国外転出届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならないものとする。 (第十七条第二項関係)

三 個人番号の利用範囲・情報連携の範囲の拡充等関係 (別表第一及び別表第二関係)

1 罹災証明書の交付に関する事務等において、個人番号を利用できるものとする。

2 乳児及び幼児に対する健康診査等に関する事務等において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするものとする。

3 健康保険に関する事務等において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象に年金生活者支援給付金関係情報等を追加するものとする。

第五 中小企業退職金共済法の一部改正

厚生労働大臣が指定する特定業種に係る特定業種退職金共済契約について、共済契約者が電子情報処理組織を使用して、被共済者の就労の実績を独立行政法人勤労者退職金共済機構に報告することとした場合には、現金をもって掛金を納付できるものとする。 (第四十四条関係)

第六 母子保健法の一部改正

市町村は、他の市町村に対し、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報の提供を求めることができ、当該求めについては電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うよう努めなければならないものとする。 (第十九条の二関係)

第七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

書面の交付により行うものとしている、液化石油ガス販売事業者による液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等に対する契約に関する事項の提供等について、一般消費者等の承諾を得て、情報通信の

技術を利用する方法により行うことができるものとする。 (第十四条及び第二十八条関係)

第八 附則

一 施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 その他

その他、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。